

公正な入札を妨げる行為の禁止について

平成12年5月26日 局総第 149 号
各部長、各支庁長、札幌医科大学事務局長、
地方労働委員会事務局長あて出納局長、
総務部長通達

この度、道が発注する公共工事の入札に関し、公正取引委員会から、公正な入札を確保するための改善措置を講ずるよう要請があったところであります。

本来、公正な入札を確保すべき立場にある道が、自ら受注調整を行い、こうした要請を受けるに至ったことは、極めて深刻かつ重大な事態であり、現在、入札制度の意義を失わせる行為を二度と繰り返さないという決意のもと、入札制度の抜本的な改善に取り組んでいるところであります。

こうしたことを踏まえて、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を確保する目的で策定した「入札制度改善行動計画」の の1の(1)に掲げる、公正な入札を妨げる行為として禁止する事項を次のとおり定めたので、通知します。

なお、これに違反した場合には、地方公務員法上の懲戒処分を基本として、当該行為の態様や当該職員の職責などを勘案し、厳正に対処することになります。

おって、各出先機関に対しては、貴職から周知願います。

記

1 内部における禁止行為

- (1) 一定期間における業者ごとの発注目標額を設定すること。
- (2) 競争によって相手方を決定すべき個々の契約について、受注させようとする業者をあらかじめ予定すること。
- (3) 特定業者の受注に関する働きかけを他の職員に行い、又は外部からの特定業者の受注に関する働きかけの事実を他の職員に示唆すること。
- (4) 特定業者に有利となるように一定の意図をもって不当な事務処理を行い、又はこれを行わせること。

2 外部との関係における禁止行為

- (1) 特定業者に受注させようとする意向を外部の者に示唆すること。
- (2) 入札又は見積合わせの執行前に、これらに参加を予定している業者名及び業者数を外部の者に示唆すること。
- (3) 予定価格又は予定価格の類推が可能となる積算金額等を外部の者に示唆すること。
- (4) 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を外部の者に示唆すること。

3 その他の禁止行為

上記 1 及び 2 に掲げる行為のほか、不当な事務処理や他の職員に不当な働きかけを行い、又は業者に不当な関与を行うなど、その目的及び手段を問わず入札制度の意義を失わせるような行為を行うこと。

〔 出 納 局 総 務 課 企 画 係
総務部主査（入札指導監察監）
総務部人事課服務制度係 〕